

## 埼玉県からのお知らせ



令和5年12月末で、収入証紙の販売を終了します。

- 証紙の利用期限は令和6年3月末日まで
- 未利用証紙の還付は令和10年12月末日まで

以下の申請手続きに係る手数料は、今後、電子申請により納付いただく予定です。支払い方法はクレジットカード、ペイジー\*です。



埼玉県のマスコット  
「コバトン&さいたまっち」

\*支払いのための番号が付与され、ネットバンキングや金融機関ATMで支払うことが可能

危険物取扱者免状（新規・書換・再交付）【令和6年1月～】

消防設備士免状（新規・書換・再交付）【令和6年1月～】

危険物取扱者保安講習【令和6年4月～】

消防設備士講習【令和5年4月～】

申請方法は各手続きにより異なります。

事前に確認の上、手続きを行ってください。

御不明点等は埼玉県消防課までお問合せください。

（電話 048-830-8161）